



サポート業務委託契約書

一般社団法人日本消化器内視鏡学会（以下「甲」という。）と一般社団法人 JED 研究機構（以下「乙」という。）とは、甲が保有する JED データベースシステム（以下「JED」という。）のテクニカルサポートおよび運用サポート業務（以下「本件業務」という。）に関し、以下のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1 条 本契約は、甲が、第 3 条に定める JED の業務を乙に委託し、乙はこれを受託することに関する基本的な契約事項を定めることを目的とする。

（契約期間）

第 2 条 契約の期間は、平成 30 年 3 月 1 日～平成 31 年 2 月末日の 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 ヶ月前までに甲乙いずれからも解除の申し出がない場合は、本契約は、さらに同一の条件で 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（本件業務の範囲）

第 3 条 本件業務の範囲は以下の通りとする。

1. JED のシステム運用と報告
2. JED のシステム機能追加、改修に関する調査、提案、開発
3. JED のシステム監視、ユーザ監視に関する調査および報告
4. その他 JED に関連する開発および運用業務

（委託料）

第 4 条 本件業務に係る委託料については、以下の通り取り扱うものとする。

1. 甲は乙に対し、甲乙協議の上決定した委託料を支払う。
2. 乙は、次の各号の一つに該当する場合を除き、受領した委託料の返金を行わない。
なお、委託料を返金する場合は、乙は未経過期間に相当する委託料（消費税等相当額を含む。）を、月単位で甲に返金するものとする。
 - (1) 乙が自己の都合により本件業務の提供を中止する場合
 - (2) 乙が本契約を履行できない場合（本件業務利用可能期間内）

（支払い方法）

第 5 条 甲は、第 4 条に定める委託料を毎月末の乙からの請求書に基づき、分割して支払うものとし、請求日の翌月末までに乙の指定する口座に振り込むものとする。なお、振込に係る手数料は、甲が負担するものとする。

(委託料の改定)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条に定める委託料を甲乙協議のうえ改定できるものとする。

- (1) 委託料の算定の基礎となる業務の規模、業務範囲等の前提条件に変更が生じた場合
- (2) 予測不可能な災害、経済情勢の変動があった場合
- (3) 甲または乙が提供すべき資料、その他便宜供与等につきその種類、内容、時期等に不備があった場合

(業務遂行形態および作業場所)

第7条 業務遂行形態および作業場所については、以下の通り取り扱うものとする。

1. 乙の要員は、乙の指揮命令者の下で業務を遂行するとともに、乙は労務管理、安全衛生管理、企業秩序等に関し一切の指揮管理を行うものとする。
2. 機密保持または業務遂行上必要のある場合は、乙は甲の指定する場所（以下「指定実施場所」という。）で作業を行うこともある。ただし、甲は乙の要員を指定実施場所で作業させる場合は、作業環境を整備し、その他業務遂行に必要な備品、電話、FAX、複写機等は無償で乙に提供するものとする。

(サポート時間)

第8条 本件業務に関わる受付時間は、国民の祝日と乙の定める休日を除く、月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時までとする。ただし、個別契約書で別途規定した場合は、この限りではない。

(再委託)

第9条 乙は本契約の履行にあたり、乙が指定する法人（以下「委託業者」とする。）に一部作業を委託することが出来るものとし、乙の指示のもと作業を行うものとする。ただし、乙は再委託先との契約締結前に必ず甲の承認を得るものとし、再委託先との契約にあたっては、必ず秘密保持契約を締結させることとする。

(リモートアクセス作業)

第10条 リモートアクセス作業にあたっては、以下の要領により実施するものとする。

- ・乙は、甲からの依頼、もしくは、自主的なJED安定を目的とする作業の行使にあたり、甲の承諾を得た上で、リモートにてJEDの本件業務を行うものとする。

(対象外作業)

第11条 次の各号に定める事項は、本契約に定める業務の対象外とし、その詳細については、甲乙協議の上、取り決めることとする。

- (1) 対象製品に対する管理・取扱いの不備および操作上の故意または過失により発

生じた障害および故障の修理

- (2) 天災・水害・地震その他甲乙いずれの責にも帰さない事由により発生した故障の修理
- (3) 機器およびソフトウェアの仕様変更・移設および撤去に関する作業
- (4) ハードウェア障害による破壊データの復旧作業
- (5) 乙および委託業者以外の者により発生した障害の修復
- (6) 対象製品と接続または連動している、他社製ソフトウェア等が原因で発生した障害の修復
- (7) ネットワークの障害に起因する復旧作業
- (8) コンピュータウイルスによる障害（HDDデータ破損等）に対する復旧作業

（免責事項）

第12条 乙は、本契約に基づく業務の履行についてのみ責を負うものとし、システムの故障またはサポート業務以外で起こったシステム停止に基づく、乙の営業上の逸失利益等の損害については、その責を負わないものとする。また、天災地変その他不可抗力により、乙が本契約を履行できなかった場合に、当該不可抗力に基づく一切の責任についてもその責任を負わないものとする。

（秘密保持）

第13条 甲および乙は、本契約履行に際し知り得た相手方の販売上、技術上またはその他の業務上の秘密であって、秘密である旨の明示された情報を、本契約の有効期間中のみならずその終了後も第三者に開示・漏洩しないものとする。ただし、次の各号の一つに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 知得した際、既に公知・公用のもの
- (2) 知得した際、既に自ら保有していたもので秘密保持義務のないもの
- (3) 知得した際、自己の責によらず、公知・公用となったもの
- (4) 甲乙の情報に基づくことなく自ら独自に開発したもの
- (5) 官公庁、裁判所等の公的機関から、法令等に基づいて開示要求を受けたもの
- (6) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手したもの

(個人情報保護)

第 14 条 甲および乙は、個人情報の取り扱いに際して、本契約期間中または本契約終了後に関わらず、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」およびその他個人情報に関する法令を遵守するものとする。

(契約の変更)

第 15 条 本契約書の内容に変更が生じる場合には、変更を希望する日の 1 ヶ月前までに文書にて変更内容を提示し、甲乙協議の上、変更できるものとする。

(契約の解除)

第 16 条 甲または乙の何れかが、次の各号の一つに該当する場合は、その他当事者は何らの通知・催告を要せずに即時に本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

- (1) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、または自己振り出しの手形・小切手が不渡り処分を受けたとき
- (2) 差し押さえ、仮差押、仮処分または競売の申し立てがあったとき、または租税滞納処分を受けたとき
- (3) 破産、会社更生手続き開始または民事再生手続き開始の申し立てがあったとき若しくは清算に入ったとき
- (4) 解散または営業の全部若しくは一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- (5) 本契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
- (6) その他当事者に対する詐術その他の背信的行為があったとき

(損害賠償)

第 17 条 甲および乙は、本契約に基づく債務を履行しないこと、または第 16 条の一つに該当したことにより相手方に損害を与えた場合は、本契約の金額を上限として契約解除の有無にかかわらず、当該損害を賠償するものとする。

(合意管轄)

第 18 条 本契約に関して万一紛争が生じた場合には、管轄裁判所を東京地方裁判所または東京簡易裁判所とすることに合意するものとする。

(協議事項)

第 19 条 本契約書に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。なお、本契約は契約締結日にかかわらず、契約期間の開始日に遡及し効力を有するものとする。

平成30年3月1日

甲：東京都千代田区神田駿河台3-2-1

新御茶ノ水アーバントリニティビル4階

一般社団法人日本消化器内視鏡学会

理事長 田尻 久雄



乙：東京都千代田区神田駿河台3-2-1

新御茶ノ水アーバントリニティビル4階

一般社団法人JED研究機構

理事長 田尻 久雄

